

新潟県警察における重要経済安保情報の保護に関する訓令の運用について
(例規通達)

令和7年5月15日
本部(備一)第33号

新潟県警察における重要経済安保情報の保護に関する訓令(令和7年本部訓令第15号。以下「訓令」という。)の運用については、下記のとおりとするので、誤りのないようにされたい。

記

1 保全責任者等(第3条関係)

(1) 保全責任者

保全責任者については、重要経済安保情報に指定された情報を記録する文書等(以下「重要経済安保情報文書等」という。)に対し、保管及びこれに伴う事務を行うことが適切であると認める警備部の所属長又は署長を指名するものとする。

(2) 保全責任者補助者

保全責任者補助者については、保全責任者の所属の、警備部の所属にあつては課長補佐を、署にあつては警備課長を指名するものとする。

(3) 臨時代行職員

臨時代行職員については、保全責任者の所属の、警備部の所属にあつては次長を、署にあつては副署長又は次長を指名するものとする。

2 職員の範囲の制限(第4条関係)

重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の記録については、重要経済安保情報ごとに、取扱業務従事者管理簿(別記様式第1号)に記録するものとする。

3 立入制限(第14条関係)

「立入りを防止するために必要な措置」として、入退室管理表(別記様式第2号)により、出入者を記録するものとする。

4 機器持込制限(第15条関係)

「機器持込みを防ぐために必要な措置」として、第1項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、入退室管理表により、機器の持込状況について記載するものとする。

5 重要経済安保情報文書等の保管容器等(第16条関係)

第4項の「重要経済安保情報管理者の定めるところ」については、「規定によることができない場合」の実情に応じ、個別に重要経済安保情報管理者が定めるものとする。

6 重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等(第18条関係)

第1項の「重要経済安保情報管理者が認めたもの」については、新潟県警察WANシステム(以下「朱鷺ネット」という。)とする。また、共有フォルダに保存された重要経済安保情報を含むファイルの暗号化措置の解除は、あらかじめ当該ファイルを朱鷺ネットの端末装置のローカルフォルダに移動させた後に行うものとする。

7 交付及び伝達の承認等(第22条関係)

当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされている同一所属の職員の間における重要経済安保情報文書等の交付又は伝達については、あらかじめ重要経済安保情報管理者が承認したとみなすものとする。

なお、重要経済安保情報の伝達は、原則として重要経済安保情報文書等の交付又は貸与により行うものとする。

8 運搬の方法（第23条関係）

携行することができないとき又はこれによることが不適當であるときの運搬の方法については、当該重要経済安保情報文書等の実情に応じ、重要経済安保情報管理者が個別に定めるものとする。

9 伝達の方法（第29条関係）

真にやむを得ない場合を除き、所定の暗号化措置を施した電話機で伝達する場合以外の場合においては、電話により重要経済安保情報を伝達してはならないものとする。

10 通報窓口（第54条関係）

重要経済安保情報の指定若しくはその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと認められる場合に行う通報については、口頭、電話、文書及び電子メールのいずれの方法でも可能とする。また、その処理については、重要経済安保情報管理者と連携して行うものとする。

11 様式の保存期間等

訓令で定める各様式は、重要経済安保情報が指定された場合に作成することとし、当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した日又は指定が解除された日から1年間保存するものとする。